

# 生徒指導規程

令和 7 年 4 月 1 日  
尾道市立浦崎中学校

## 1 学校生活のきまり

### (1) 登下校

#### ①徒歩通学

- 交通ルール、マナーを守って安全に登校する。
  - ※徒歩の場合、右側を縦 1 列で歩く。自転車の場合、左側を縦 1 列で走行する。
- 寄り道をしない。買い食いをしない。
- 登下校中も服装を整える。

#### ②自転車通学

- 自転車通学許可の規定
  - ・自宅から学校までの実測距離が1.5km以上であること。(安全に登校できる最短距離)
  - ・実測距離1.5km未満のうち、特別な事情があり、学校長が許可した生徒。
  - ・許可された生徒は①自転車保険またはTS保険に加入すること。②ヘルメットを購入すること。
- 自転車通学のきまり
  - ・誓約書を提出する。・自転車保険またはTS保険(マーク)に加入する。・防犯登録をする。
  - ・自転車の後部に許可番号をつける。・乗車時はヘルメットを着用する。
  - ・決まった道路を通学する。校内では自転車に乗らないこと。
  - ・ドロップハンドルの自転車に乗らない。
- 交通ルール、マナーについて
  - ・道路の左側を縦一列(縦列)で前の車との間隔を十分とって運転する。
  - ・歩行者と一緒に通行しない。スピードを出さない。
  - ・次のような場所では一時停止または徐行する。
    - 下り坂、見通しのきかないところ、曲がり角、交差点、幼児や高齢者のいる場所など
  - ・雨降りの場合は、カッパを着用する。・夜間は必ずライトをつける。
- 危険運転について
  - ・ハンドルや手に荷物をさげない。・二人乗りはしない。・手放し、片手運転はしない。
  - ・暴走行為、ウイリーなどしないなど。

#### [違反した場合]

- 自転車通学生に違反があった時の対応 ※回数は1年間の中での回数とする。
  - ・違反回数にあわせ、その数の日数奉仕活動を行う。保護者に連絡する。
    - (例:違反1回目=奉仕活動1日(20分程度))
- 許可を受けていない生徒が自転車に乗ってきたときの対応
  - ・自転車通学生の規則に準じて、奉仕活動を行う。
- 徒歩通学の生徒に違反があった時の対応
  - ・自転車通学生の規則に準じて、奉仕活動を行う。

#### ③下校時刻

○下校時刻 16:05

※部活動に参加しない生徒や委員会活動、その他学校から指示された活動をしないう場合の時刻。

○完全下校時刻 17:00（部活動終了時刻16:45）

※部活動に参加する生徒や委員会活動、その他学校から指示された活動を行なう場合の時刻。

## （２）遅刻について

○8時15分までに教室の自分の席に着席していない場合は遅刻とする。

※8時15分までに体調を崩し、許可を得て保健室やトイレに行った場合は遅刻にならない。

※許可がとれなかった場合やその他不測の事態の時は、学校で協議して判断する。

※8時15分以降に登校した時は必ず職員室へ来たことを連絡してから教室へ移動する。

〔遅刻があった時〕

○8時15分までに連絡がなく、学校にいない場合は家庭に連絡する。

## （３）登校後の外出について

○原則、登校後の外出（忘れ物を取りに帰宅するなど）はできない。

※特別な理由がある場合は、担任に相談する。（無許可で学校を出ない）

## （４）服装・頭髪などの指導

### ①服装について

○男子 【冬】 黒の標準学生服（上着、ズボンともに標準マークのついたもの）

※ボタンは黒ぬり金メッキの標準ボタン

【夏】 白カッターシャツ 黒の標準学生ズボン

※シャツはズボンに入れる。

※ズボンのベルトは必ずつけるものとし、黒、紺など派手でないものとする。

○女子 【冬】 紺の標準セーラー服（白線2本、胸当ての付いているもの） 白ネクタイ

紺の標準スカート（ひだ20～24本）

【夏】 白の標準セーラー服（白線2本、胸当ての付いているもの） 紺ネクタイ

紺の標準スカート（ひだ20～24本）

※スカートは、ひざ中心から極端に長くしたり、短くしたりしないこと。

※ネクタイは胸元のネクタイ留めに通し、結ばないこと。

○男女とも上着（男子カッターシャツ、女子セーラー服）の下に下着をつけること。

下着は色柄物シャツを着ないこと（白・肌色の無地か学校規定の夏の体操服を着ること）。

○冬季は、ヒートテックなど保温性の高い下着（長袖）を着ても良い。（白、黒）

※体育の時、半袖シャツで活動したい場合、半袖シャツの袖から下着が出ていても構わない。

○冬季は、スポーツタイツなどの着用をしても良い。（黒・紺・グレー）

※無地を基本とするが、腿のあたりに柄のある物は良い。（膝より下の柄不可）

※スカートや体育時のハーフパンツからタイツが出ていても構わない。

○学生服やセーラー服の下に派手な色のシャツ等を着ないこと。

○冬季は、制服の下にカーディガン（黒・紺）や丸首トレーナー（白・黒・紺）を着用しても良い。

※制服を脱いで、カーディガンやトレーナーで過ごすことは許可しない。

※フード付きのトレーナーは許可しない。

○ソックスは必ずはくものとし、色は白、黒、紺とする。（ワンポイントは可）

※行事によっては色を指定する場合がある。

※くるぶしが完全に隠れるものとし、くるぶしが見えるソックスは禁止する。

※ルーズソックスなどは禁止とする。

○冬季（11月～3月）は、防寒用として手袋、マフラー、ネックウォーマー、学校指定の体操服（ジャージ上）、学校指定のウィンドブレーカーを登下校時に着用することができる。

※手袋、マフラー、ネックウォーマーなどは玄関で着脱する。

○冬季の教室での授業中は、長袖体操服やウィンドブレーカーを着用しないこと。学生服を着ず、長袖体操服やウィンドブレーカーを着ることも不可とする。

※膝掛けは許可しない。膝掛けの代わりに長袖体操服、ウィンドブレーカーを膝に掛けることは構わない。ウィンドブレーカーのズボンをはくのは良いが、女子がスカートの下に体操服やウィンドブレーカーのズボンをはくことは不可。（登下校中も不可）

○名札をつける。

※男子が上着を脱いで、カットシャツで活動する場合（逆も）は、必ず付け替える。

○通学靴は白の運動靴またはアップシューズとする。色ラインなどがあるものは不可。

※体育などにも使用するので、かかとが高くなく、運動ができるものとする。

※色付きのテニスシューズやランニングシューズを登下校時に使用しないこと。

○校舎内は、校舎履きシューズを使用する。シューズのかかと部分を踏んではかないこと。

○通学や運動時に帽子が必要な生徒は、白地のスポーツ用を各家庭で準備し、かぶっても良い。

○体育時の服装は学校規定の体操服とする。

○体育館で体育や運動活動を行うときは、体育館シューズに履き替える。体育館シューズは体育館のフロアのみとし、渡り廊下や校舎内は体育館シューズで移動しないこと。

○半袖シャツ、長袖シャツは長ズボンやハーフパンツに入れる。

※熱中症対策で、シャツを出しても良いときは、学校から期間や時間の指示を出す。

○冬季の活動で、半袖シャツの袖から下着が出たり、ハーフパンツからタイツが出ることは構わない。

○冬季に、集合時や活動中の待つ時間が長いときはウィンドブレーカーを着ても良い。

※活動するときにはウィンドブレーカーの着用は原則不可。着用して活動しても良いときは学校から指示を出す。

○ピアス、ネックレス、香水、化粧、マニキュア、入れ墨（タトゥー）などは認めない。

## ②頭髪について

○男子

・そりこみや奇抜な髪型等はいけない。 ・耳は隠さない。 ・もみあげは、ほぼ耳の中央とする。

・前髪が目にかからないこと。 ・後ろ髪を長くしないこと。

○女子

・前髪が目にかからないこと。

・頭髪が長い（えり元にとどく）場合は、髪をくくすること。

- ・留め具や結びひもは黒色、こげ茶色、紺色としていずれも華美なものは避ける。

○男女共通

- ・パーマ、カール、毛染め、脱色、整髪料の使用などはしない。

③その他

- 通学カバンは規定のものとする。サブバックは各自のものを使っても良い。

(5) 部活動について

※別紙「部活動のきまり」による

(6) 不要物について

- 学校の活動に必要と思われない物（不要物）については、学校での所持が判明した時点で学校が一時預かり、保護者連携のもと即日返すか保護者に取りに来てもらう。

※不要物の例＝スマートフォン、ゲーム機、音楽プレーヤー機器、雑誌、マンガ、お菓子、ジュース、ピアス・指輪などのアクセサリ、たばこ、ライター、刃物類など。

※特別な理由があってスマートフォンが必要な場合は許可を得る。持って来たら朝学校に預け、帰るときに取りに来る。（学校にいる間は使用できない）

(7) 校外での生活について

- 夜間外出や危険を伴うと思われる場所へ出入りしない。また生徒だけの外泊はしない。

- 生徒だけでゲームセンターなど遊技場、カラオケ店、ボウリング場などへ行かない。

- 映画館は保護者の了承を得た上での出入りとする。

- アルバイトは禁止とする。特別な理由がある場合は学校長の許可を得る。

## 2 特別な指導について

- (1) 次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。事案によっては、学校での指導にとどまることなく警察等の関係諸機関と連携して指導する。

①法令・法規に違反する行為

- 飲酒・喫煙      ○暴力・威圧・強要行為      ○建造物・器物破損      ○窃盗・万引き
- 性に関するもの      ○薬物等乱用      ○交通違反      ○刃物等所持

②本校の規則などに違反する行為

- 喫煙同席・喫煙準備行為（煙草等の所持）      ○いじめ      ○授業妨害・無断欠課
- 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等      ○カンニング等の試験中の不正行為
- 家出および深夜徘徊      ○登校後の無断外出・無断早退      ○染髪・染色、ピアス装着
- メール等による悪質な誹謗中傷      ○その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

- (2) 特別な指導は、次の通りとする。

①説論      ②別室反省指導（説論・反省文・教科学習など）      ③奉仕活動

※別室反省指導や奉仕活動の期間や内容は、その時の状況をふまえ、学校が協議して判断する。